

令和元年度「元気な人づくり」促進事業助成金実施要領

だれもが、スポーツに取り組める機会の拡大を図ることにより、心身ともに「元気な人づくり」を促進するため、一般社団法人宇部市スポーツコミッションが、主に宇部市で活動する団体の実施する事業に対し、助成金を交付します。

1 助成の対象となる事業

- (1) 団体が実施する事業で、次の各号のいずれかに該当するものとします。
 - ① 健康づくり・体力づくり部門
 - ア 市民の体力づくり・健康づくりの活動場所の利用促進に繋がる事業
 - イ 新たな運動・健康づくりプログラム、研修会等の開催する事業
 - ウ 市民の体力づくり・健康づくりに対する意識の高揚・機運醸成に繋がる事業
 - ② ツーリズム部門
 - ア スポーツツーリズム、ヘルスツーリズムにつながる事業
 - イ 市外・県外からの交流人口の増加が期待できる事業
 - ③ 共生社会部門
 - ア 障害者等が参加できるスポーツ大会等開催する事業
 - イ パラスポーツ体験会等共生社会づくりにつながる事業
- (2) 助成金の交付決定後から令和2年3月31日までに完了する事業(翌年度以降も継続して実施する事業については、年度ごととする。)

2 助成の対象とならない事業

上記に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象としません。

- (1) 延べ参加者目標が健康づくり・体力づくり部門については100人、ツーリズム部門、共生社会部門については50人に満たない事業
- (2) 市が実施する他の助成金の交付を受けている事業
- (3) 団体の会員、構成員等のみを対象とする事業
- (4) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (5) その他助成することが適当でないと認められる事業

3 助成の対象となる経費

助成の対象となる事業に直接必要となる経費のみを対象とします。ただし、次の各号については、額の制限を設けます。

- (1) 備品購入費は助成金の額の5割以内かつ10万円以内とする。
- (2) 人件費は助成金の額の2割以内かつ4万円以内とする。

4 助成金の額

助成金の額は、1事業につき20万円を上限とし、助成対象経費から事業実施によって得る収入を除いた額の範囲内とします。

5 助成金の申請方法

助成金交付申請書(様式第1号)に以下の資料を添付し、一般社団法人スポーツコミッション事務局(宇部市新天町二丁目8番6号)に提出してください。

- (1) 助成対象事業計画書（別添 1：参考様式）
- (2) 助成対象事業収支予算書（別添 2：参考様式）
- (3) その他必要と認める書類

申請書等は公式HPでダウンロードできます。

6 申請書の受付期間・提出先及び審査会日程

- (1) 受付期間

令和元年 6 月 4 日（火）から令和元年 6 月 28 日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）

※受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

- (2) 提出先

一般社団法人宇部市スポーツコミッション事務局
（宇部市新天町二丁目 8 番 6 号）

- (3) 審査会日時

令和元年 7 月予定

場所：未定

内容：申請者によるプレゼンテーション（10 分以内）及び質疑応答（10 分以内）

7 助成金の交付決定

- (1) 審査会において助成金の交付又は不交付を決定し、文書で通知します。
- (2) 原則として、各部門 2 事業とします。
- (3) 最低基準点（評価配点合計の 60%）以上の点数を得られなかった場合は、交付しません。
- (4) 交付状況に応じて、二次募集を行うことがあります。

■お問い合わせ先

〒755-0029 宇部市新天町二丁目 8 番 6 号

一般社団法人宇部市スポーツコミッション事務局

T E L 39-7653 F A X 39-6584

公式 HP <http://ube-sc.jp/>